

○勝山市商業施設出店促進事業補助金交付要綱

(平成 22 年 3 月 31 日告示第 93 号)

改正 平成 23 年 3 月 3 日告示第 83 号 平成 24 年 3 月 30 日告示第 133 号
平成 25 年 10 月 1 日告示第 63 号 平成 26 年 11 月 27 日告示第 73 号
平成 29 年 3 月 31 日告示第 133 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の空き地や空き家を活用して、商業施設を出店し営業しようとする新規の事業主、又は新分野へ進出し新たに商業施設を出店し営業しようとする事業主に対し、商業施設の開設にかかる費用の一部を補助することにより、市内での出店を強力に推進し、まちの賑わいを創出することを目的に、勝山市補助金等交付規則(昭和 47 年勝山市規則第 12 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き地」とは、引き続き一定期間使用されていない土地(駐車場を含む)をいう。
- (2) 「空き家」とは、引き続き一定期間店舗、事務所又は住宅として使用されていない建物又は建物内の空間をいう。
- (3) 「商業施設」とは、物品の販売、飲食又はサービスの提供等を行い、かつ、不特定多数の市民が利用することができる施設をいう。
- (4) 「新分野」とは日本標準産業分類(昭和 59 年行政管理庁告示)の小分類以上で、事業主が既に営業している商業施設とは異なる分類の業種とする。

2 前項第 3 号は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1 週につき 5 日以上営業を行うこと。
- (2) 主として風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業務受託営業その他市長が不相当と認める業を営むための施設でないこと。

(補助対象区域)

第 3 条 補助の対象となる区域は、市内全域とする。

(勝山市歴史的まちなみ景観創出事業の併用)

第 4 条 補助対象区域のうち、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助金交付要綱(平成 18 年勝山市告示第 90 号。以下「景観創出事業補助金交付要綱」という。)第 5 条に規定する景観形成地区(以下「景観形成地区」という。)において商業施設を出店しようとする場合で、景観創出事業の補助対象となる外観整備を実施する場合は、景観創出事業を必ず併用するものとする。

(補助対象者)

第5条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 市内の空き地又は空き家を活用しようとする者
 - (2) 自ら商業施設を出店しようとする新規の事業者、又は、自ら新分野へ進出し新たに商業施設を出店し営業しようとする事業者。ただし、同業種(日本標準産業分類において同じ小分類に属する業種)で新しい商業施設を出店しようとする場合及びチェーン店は、これを除く。
 - (3) 勝山商工会議所(以下「商工会議所」という。)が主催する創業にかかる研修又は中小企業診断士や商工会議所の経営指導員等による同等の指導を受け、商工会議所の推薦を受けた者
 - (4) 市税その他の徴収金を滞納していない者
- 2 市外から定住の意思をもって市内に新たに商業施設を出店する移住者は、市外に同業種の商業施設を有していても前項第2号の新規の事業者とみなすこととする。
- 3 前項により補助金の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
- (1) 平成29年3月1日以降に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、勝山市に転入した者。
 - (2) 転入日の日から起算して、過去3年以内に勝山市に居住した実績がない者。
 - (3) 第15条の事業経過の報告期間は継続して勝山市に住所を有し居住する意思を有する者。

(補助対象事業)

第6条 補助の対象となる事業は、次に掲げる条件を全てを満たす商業施設を開設する事業(以下「補助対象事業」という。)とする。

- (1) 当該事業が、商工会議所が「空き店舗活用協議会」の意見を聞き推薦したものであること。
- (2) 当該事業が、景観に配慮し、所在する地域に調和する事業であり、かつ、当該地域の振興に寄与する事業と市長が認めたものであること。
- (3) 当該事業を3年以上継続することが見込まれるものであること。

(補助対象事業費及び経費)

第7条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費とする。ただし、景観形成地区において商業施設を出店しようとする場合は、当該補助対象事業の補助対象経費から景観創出事業の対象経費を除いた工事費とする。

- (1) 商業施設の店舗部分の新築、増築、改築、改修又は模様替えの工事費(以下「店舗改修等工事費」という。)
- (2) 商業施設開業の日の属する月の翌月から起算して36か月間の当該土地又は建物の賃借料(以下「賃借料」という。)。ただし、補助対象者が、当該土地又は建物の所有者と賃貸借契約を締結した場合に限る。

(補助金の額及び補助率)

第8条 店舗改修等工事費に対する補助金の額は、当該工事費の2分の1以内の額で、次に掲げる金額を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助金は、原則として、当該事業に着手した日の属する年度内に事業が完了した場合に交付するものとする。

(1) 勝山市に住所を有する、又は事業完了までに住所を有する予定の者 200万円

(2) 勝山市以外に住所を有する者 100万円

2 賃借料に対する補助金の額は、当該賃借料の2分の1以内の額で、月額5万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該補助金は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する行為が完了した年度に交付するものとする。

(1) 賃借料の支払い

(2) 前号にかかる賃借期間の営業

3 第1項及び第2項で算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第9条 店舗改修等工事費に対する補助金の交付を受けようとする者は、勝山市商業施設出店促進事業補助金交付申請書(店舗改修等工事費)(様式第1号。以下「交付申請書(店舗改修等工事費)」という。)に次に掲げる書類を添付し、原則として工事着工前までに市長に申請するものとする。

(1) 位置図

(2) 配置図又は平面図

(3) 改修図面(立面図又は展開図、仕上表等)

(4) 現況写真

(5) 工事見積書

(6) 契約書の写し

(7) 申請者の納税証明書

(8) 誓約書(様式第9号)

2 景観創出事業を併用する場合の交付申請書(店舗改修等工事費)の添付書類は、前項のほか、勝山市歴史的まちなみ景観創出事業補助対象者選定結果通知書の写しを添付する。

3 店舗改修等工事費に対する補助金については、当該年度及び過去3ヶ年度以内に当補助事業の交付を受けた事業主は対象外とする。また、当該年度及び前年度の2ヶ年以内に勝山市おもてなし商業施設活性化促進事業の交付を受けた事業主は対象外とする。

4 賃借料に対する補助金の交付を受けようとする者は、勝山市商業施設出店促進事業補助金交付申請書(賃借料)(様式第2号。以下「交付申請書(賃借料)」という。)に次に掲げる書類を添えて、開業日から1ヶ月以内に市長に申請するものとする。2年目以降

は、当該年度の4月中に申請するものとする。ただし、米価による契約の場合は、当該年度の土地の価格が決定したときから1ヶ月以内に申請するものとする。

- (1) 当該土地又は建物の賃貸借契約書の写し
- (2) 申請者の納税証明書
- (3) 誓約書(様式第9号)

5

(交付の決定)

第10条 市長は、交付申請書(店舗改修等工事費)又は交付申請書(賃借料)が提出された場合は、その申請に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、交付申請書(店舗改修等工事費)又は交付申請書(賃借料)を提出した者(この要綱において「申請者」という。)に対して、規則第5条に規定する補助金交付指令書(以下「指令書」という。)を発行し、その旨を通知するものとする。

(計画変更及び中止の届出)

第11条 申請者は、申請した事業について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに勝山市商業施設出店促進事業補助金変更(中止)届(様式第3号。以下「変更(中止)届」という。)を提出し、市長の承認を受けなければならない。変更(中止)届は、次に掲げる場合に提出するものとする。

- (1) 交付決定額の10%以上を減額する場合
- (2) 交付決定額の範囲内で予算の項目において20%以上の増減が生じる場合
- (3) 当初計画していた事業内容を行わなくなった場合
- (4) 当初計画していなかった事業内容を行うこととなった場合

2 前項以外の軽微な変更と認められるものについては、実績報告書を提出する際に届出ることにより変更(中止)届に代えることができる。

3 市長は、第1項の変更(中止)届の提出があったときは、勝山市商業施設出店促進事業変更(中止)承認通知書(様式第4号)により変更又は中止を承認する旨の通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 申請者は、第9条第1項により申請した事業に係る支払を完了したときは、勝山市商業施設出店促進事業補助金実績報告書(店舗改修等工事費)(様式第5号。以下「実績報告書(店舗改修等工事費)」という。)に次に掲げる書類を添えて、支払完了後30日以内又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事費の領収書の写し
- (2) 工事完成写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、第9条第3項により申請した事業に係る支払を完了したときは、勝山市商業施設出店促進事業補助金実績報告書(賃借料)(様式第6号。以下「実績報告書(賃借料)」という。)に賃借料の領収書又は振込を確認できる書類の写しを添えて、支払完了後30日以内又は補助金の決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

(検査及び補助金額の決定)

第13条 市長は、実績報告書の提出を受けた後、申請書、実績報告書及び関係書類に基づき検査を行い、申請書内容及び指令書の条件に適合するかどうかを確認し、適正であると認められるものに対して交付する補助金の額を確定し、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の検査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、速やかに申請者に対し補助金額の変更を通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助金の交付を受けようとする者は、勝山市商業施設出店促進事業補助金交付請求書(様式第7号)に指令書の写しを添えて市長に提出するものとする。

(事業経過の報告)

第15条 申請者は商業施設開業の属する月の翌月から3ヶ年の間、それぞれ1年間の経営状況等について、毎年1回勝山市商業施設出店促進事業補助金経過報告書(様式第8号)により市長に報告しなければならない。

2

(補助金の返還)

第16条 市長は、規則第10条の規定に該当する場合のほか、当該補助金の交付対象となった商業施設を開業した日の翌日から起算して3年未満で廃業又は長期間休業する等商業施設に該当しなくなった場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月3日告示第83号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第133号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 既に交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 1 日告示第 63 号)

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 11 月 27 日告示第 73 号)

- 1 この要綱は告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日において、既に賃借料の補助を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日告示第 133 号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号(第 9 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金交付申請書(店舗改修等工事費)

勝山市商業施設出店促進事業補助金交付申請書(店舗改修等工事費)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 9 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金交付申請書(賃借料)

勝山市商業施設出店促進事業補助金交付申請書(賃借料)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 11 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金変更(中止)届

勝山市商業施設出店促進事業補助金変更(中止)届

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金変更(中止)承認通知書

勝山市商業施設出店促進事業補助金変更(中止)承認通知書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 12 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金実績報告書(店舗改修等工事費)
勝山市商業施設出店促進事業補助金実績報告書(店舗改修等工事費)
[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金実績報告書(賃借料)
勝山市商業施設出店促進事業補助金実績報告書(賃借料)
[別紙参照]

様式第 7 号(第 14 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金交付請求書
勝山市商業施設出店促進事業補助金交付請求書
[別紙参照]

様式第 8(第 15 条関係)

勝山市商業施設出店促進事業補助金経過報告書
勝山市商業施設出店促進事業補助金経過報告書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 9 条関係)

誓約書
勝山市商業施設出店促進事業補助金誓約書
[別紙参照]